

質問票に対する回答

① 特別区制度の意義・効果等

1.特別区制度の必要性について

	質問要旨	回答要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の住民投票で反対多数であったのに、再度住民投票を行うのはなぜか。 ・大阪市廃止(都構想)は民意と言えないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、人口減少・超高齢社会が課題となっており、大阪においては、三大都市圏(東京・名古屋・大阪)の中でいち早く人口減少・超高齢社会が到来するといわれています。 ・こうした大阪が抱える課題解決のため、大阪府・大阪市の広域行政を一元化し、大阪の成長のスピードアップを図るとともに、住民に身近な行政の充実をめざして、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現に取り組んでいます。 ・このため、大阪府議会及び大阪市会の両議会の議決を得たうえで、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき大都市制度(特別区設置)協議会が設置され、特別区設置協定書が作成されました。その後、同協定書について、府市両議会で審議され、承認の議決がなされました。これを受け、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、住民投票が実施されるものです。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響があるなか、なぜ今住民投票を行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策においては、かつてのように府市バラバラではなく、知事と市長が方針を一本化し、「住民の命を守る」ことを最優先に、医療体制の強化や市民の皆さんの生活支援、教育環境の充実などに取り組んでいます。 ・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)により、こうした対応が強化されることになると考えています。新型コロナウイルス感染症対策において、大きな役割を果たしている保健所は、大阪市域に今は1つですが、4つの特別区に設置されることとなります。 ・感染の収束も見据えた、大阪の再生・成長、住民サービスの充実に向けた長期の視点での将来設計も重要であり、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現に向けた取組みを進めていく必要があると考えています。
3	<ul style="list-style-type: none"> 大阪都構想の目的は何か。実現可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、大阪が抱える課題解決のため、大阪府・大阪市の広域行政を一元化し、広域行政の司令塔機能を確立し大阪の成長のスピードアップを図るとともに、住民に身近な行政を実現するものです。 ・広域機能を府に一元化することにより、二重行政を制度的に解消し、大阪のさらなる成長を実現することが期待できます。 ・4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。

	質問要旨	回答要旨
4	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の行政区の方が、住民の声を市政に反映できるのではないか。 ・現在の行政区では、少なくとも特別区よりは住民に身近でニーズもきめ細やかに把握することが可能。 ・24区の行政区でなぜできないのか、その理由が分かりません。障害があるなら具体的に記載してください。 ・24区そのまま残すことはできないのか。〇〇都〇〇区として残せないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の区長は、市長が任命する職員であり、特別区長のような予算編成や条例提案の権限はなく、身近な行政を充実するには限界があります。 ・現在の大阪市では、1人の市長が人口270万人のための身近な行政を担っていますが、特別区を設置することにより、人口60～75万人のより住民に身近な地域単位で、4人の特別区長が、住民に身近な行政サービスを展開することができるようになります。 ・選挙で選ばれた区長と区議会のもと、独自の予算や条例を定め、区政全般において、地域の声にきめ細かく対応して決定できるようになります。 ・なお、現在の24区単位で地域自治区を設置します。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・今の大阪市の枠組みを生かし、区長へ権限移譲などで「きめ細かな行政」はできないのか。 ・現在の区長公募制度で選ばれた区長では、地域に寄り添ったサービスはできていないということが良いか。 ・「区長の権限強化」をすれば、大阪市をなくすことをしなくていいのでは。 ・大阪市を維持し、行政区を4区に集約することで代替できないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の区長は、市長が任命する職員であり、予算編成や条例提案の権限はなく、身近な行政を充実するには限界があります。 ・これに対し、特別区長の場合は、選挙で選ばれ、予算編成や条例提案の権限を持ち、身近な行政を担う区政の全般にわたって責任を持って判断することができます。このため、身近な行政をより充実するには、特別区の設置が必要と考えています。
6	<p>府と市の分担は特別区を設置しないとできないのか。政令指定都市の返上では無理なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法制度においては、政令指定都市を返上する手続は定められていません。 ・大阪市をなくし4つの特別区が設置された後は、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、基礎自治行政に専念し、知事が広域行政を一元的に担うことで、より住民に身近な特別区で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、きめ細かく、機動的に対応することで、住民サービスが最適化されると考えています。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・住民サービスは指定都市だからできるのではないか。 ・大阪都になれば今よりも医療、教育、福祉に税金を使ってもらえるのか。住民サービスは向上するのか。 ・政令指定都市を解体して特別区にすると、今の大阪市民全体に使える予算が少なくなり、区長選挙や区議会選挙も4分割で行われる為の無駄な予算が必要ではないか。 ・現在の24区役所が残るなら現在のままでよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪市長は、広域行政と基礎自治行政の両方を担いながら、人口270万の大阪市全体の状況を踏まえて判断しており、1人の市長が地域ニーズを把握するなどのきめ細かい対応の点で限界があります。 ・大阪市をなくし4つの特別区が設置された後は、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、基礎自治行政に専念し、知事が広域行政を一元的に担うことで、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、きめ細かく、機動的に対応することで、住民サービスが最適化されると考えています。 ・このため住民に身近な4つの特別区に再編する必要があると考えています。
8	<p>特別区ではなく、市に分ければよいのではないか。 中核市にしないのはなぜか。 特別区は市町村よりも権限が少なく違和感がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度では、財政調整の仕組みにより、特別区間の財源格差を解消し、各特別区が必要なサービスを提供できる財源の配分が可能となりますが、4つの市に分けた場合、それぞれの市の間で大きな税収格差が生じることになります。 ・大阪の特別区は、中核市並みの権限を基本として、小中学校教職員人事権や児童相談所の設置など都道府県権限や政令指定都市権限であっても、住民に身近なものは特別区の権限として有しています。

	質問要旨	回答要旨
9	<p>・都構想は重層的手続きを廃止、効率的・効果的な行政を進めようとする行政改革に反しないか。</p> <p>・行政サービスの現状維持しかできない仕組みに合理性はあるのか。</p>	<p>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)により、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することにより、二重行政は将来にわたり解消されます。</p> <p>・大阪市が有している広域機能を大阪府に一元化することで、成長戦略や都市インフラ整備など迅速で効果的な施策展開を行うことが可能になります。</p> <p>・4つの特別区では、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、基礎自治行政に専念し、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、きめ細かく、機動的に対応することで、住民サービスが最適化されると考えています。</p>
10	<p>24区全てを住民に選ばれた区長にすると、より細かいサービスができるのではないか。</p>	<p>・特別区が基礎自治体として、住民に身近な行政サービスを安定的に提供するには、それに見合う組織体制と財政基盤の安定が必要です。区の数が多くなれば、必要なコストが増えるため、どの程度の区数なら財政運営が可能かをふまえる必要があります。</p> <p>・こうした観点から、大都市制度(特別区設置)協議会で、4区案と6区案が比較検討され、財政運営が可能で、区間の人口規模や財政バランスのとれた4区案としています。</p>
11	<p>特別区設置ではなくブロック化して行政機能を持たせることはできないのか。</p>	<p>・現行の区を残した上で新たにブロックを設定する場合には、ブロックの長は現行法制度上、選挙で選ぶことはできず、市長が任命する職員であり、予算編成や条例提案の権限はなく、身近な行政を充実するには限界があります。</p> <p>・これに対し、特別区長の場合は、選挙で選ばれ、予算編成や条例提案の権限を持ち、身近な行政を担う区政の全般にわたって責任を持って判断することができます。このため、身近な行政をより充実するには、特別区の設置が必要と考えています。</p>
12	<p>大阪市270万人には奈良県と同じレベルの住民サービスを実施するなら、2か所の図書館が必要。人口規模等を無視した公的機関の一本化は、住民サービスを他府県以下のレベルに引き下げることになるのではないか。</p>	<p>特別区設置に伴って、図書館の統廃合は行うものではなく、特別区を設置する際は、大阪市の住民サービスの水準を低下させないように引き継ぎ、その際には大阪市の特色ある住民サービスについても、その内容や水準を維持することとしています。また、特別区設置後においても、サービスの内容や水準の維持に努めることとしています。</p>